

「寺子屋史研究の方法論」に關して

高橋文學士の批評に答ふ

石川謙

はしがき

我が畏敬する日本教育史の研究者、高橋文學士は、「哲學研究」(第百二十九號)に於いて、拙稿「寺子屋の意味・語史及び起源について」(教育叢論第十六卷第三號—第五號)と題する小論文に對して、精細なる批評を惠まれた。私は、あの小論文を模倣として、多くの學者から、種々なる敬へを受けることが出来た。それ等の敬に基づいて、同じ問題の再研究にせりかゝつてゐる。丁度さうした際に當つて、高橋氏から敬を受けることの出来たのは私にとつて何よりの幸福であつた。

私の論題が極めて特殊なものであつたにも拘はらず、氏が御一讀を賜はつたことや、他の小論文、「封建制下に於ける民主的傾向」(教育學術界)に對しても、御注目下さつてゐることに對して、限りなき感謝を覚える。そして如何なる研究をも、敢えて見違がすことをしない氏の學究的態度に對して、尊敬措く能はざるものがある。

さば言へ、氏の論調に對しては、甚だ承服し難きものがある。

「寺子屋史研究の方法論」に關して高橋文學士の批評に答ふ

論題にこそ「益を請ふ」の謙虛さを持して居らるゝが、論調に至つては、嘲弄するもの、聲である。罵倒の響が高鳴つてゐる。「國史の一般に通ぜずして寺子屋を研究するの」、「學力を疑はしめるの」、「恥ざらしに過ぎないの」、さいふのが、果して「益を請ふ」者の聲であらうか。「益を請ふ」者に向つて、論戰を仕掛けるとは意外だと言つて、私が反駁文を公表することに、氏が意外を感じて居られるやに洩れ承つてゐるが、恐らくは私の誤聞であらう。過去に於いて幾回もなく繰り返へされたやうな、不祥な論調論奏を、永久に教育學界から葬り去りたい祈願を以つて、敢えてこの論文を書く。而し、激越な口調や皮肉な嘲笑は、堅く禁じて勉めて用ひないつもりである。

私が、明治、大正の學者の學説を多く引用したことを、嫌味たつぷりで長々と忠告された。人身攻撃や文章攻撃の部は、寺子屋論の本質に關係してゐないから、謹んで承り置かだに止めて、本文中では一切答へない。私が、明治、大正の史學者に纏つて記述した處は、私の論文の中樞を形成してゐる、意義論でもなく、語

史論でもなく、起源論でもなかつた。起源論の結論として略叙した、申世に於ける社會的傾向の概観だけであつた、と云ふことを一應、氏に含んで貰へればそれで充分である。

私は、氏の御批評の全文が不真面目であつたとは考へない。又嘲笑の中に含まれてゐた眞理によつて、啓發された點も、あるにはある。これ等は本文中で、一々具體的に指摘して、覺服し感謝するつもりである。而し、比較的眞面目に論追された後半に於いても、氏の論理は私から見れば、殆ど皆誤つてゐた。そして氏の論理が據つて以て出發した基本事實も、私を以て見れば、屢氣樓的空想であつた。かうしたいわれなき論理と事實、(?)とによつてあはたゞしくも氏が振り鳴らさんと言はれた臨終の弔鐘に對して、「待て、しばし」と叫んで、かの拙き小論文をも一應は愛護して見たい氣がする。一度公表したからの故を以て、飽くまで頑守しやうとする、犛牛の愛着からではないことを、承知されたい。

「日本教育史資料」の史的價値に關する御批評は、あるが申にも取り分けられなかつた。私はあの「資料」を無批判的に過信してゐた。處が、先きに平泉博士から教へられ、今又、高橋氏から忠告されて、「資料」だけで、幕府前期並にそれ以前を論ずるこゝの、危険であることを悟つた。若し、平泉、高橋の兩氏から教へられるでなかつたならば、今後の研究さへも、誤りを繰り返へして行つたことであらう。この點に關しては、平泉、高橋兩氏に對して、感謝しても、しても、し足りないやうな感じがする。

一、論題の論理的性質について

學問上の論争は、それ自身、研究上に於ける協方作業である。夫れ故に、協方作業の共同目的が何であるかは、いつも念頭に置くべきであらう。

今度、氏が論難の目的(對象)とせられた私の論文は、寺子屋史研究の方法論であつた。そして氏の論難の目標も亦、この方法論の批判であつた。このことは、氏の批評文の冒頭と結論とに明記されてゐる。私の論文は、論理的性質から見て、次の二つに分つことが出来る。

(イ) 寺子屋史研究の方法論

(ロ) その方法論に基づく寺小屋起源研究の實際的試み。

即ち之れである。今これを、私の論文の章並に節に當て嵌めて見れば、

第一、寺小屋の意味

- 一、明治の寺子屋、
- 二、「庶民の教育機關」の意味、

第二、「寺子屋」語史

一、「寺子屋」語源説の論理 二、寺子、寺入、

寺子屋の語史 三、「寺子屋」以前の寺子屋

第三、寺子屋起源説の論理

一、寺子屋起源論發達史 二、寺子屋起源研

究法の論理

以上の三章が、寺子屋史研究の方法論である。

第四、寺子屋發生の事情についての史的考察

一、寺院の現世化的傾向 二、寺院に於ける

世俗教育 三、往來物出現の趨勢

はその次に述べた起源論の前置とし背景としたものであつた。

第五、寺子屋起源についての私見

一、室町時代に於ける寺子屋の存在 二、室

町時代に於ける寺子屋の性質と多源説の根

據

第六、多源論に對する一二の論證

「寺子屋史研究の方法論」に關して高橋文學士の批評に答ふ

一、寺子屋成立の時期に關する傍證 二、結
論

この二章が、私自身の方法論に基づく寺子屋起源の實際的研究の試みでもあり、従つて方法論に對する檢證の試みでもあつた。言はゞ前三章に於いては「寺子屋」の概念設定から出發して、研究法の論理を構成せんとした試みである。そして後二章はその研究法に準據して史實を探究せんとしたものであり、論理を史實に於いて檢證せんとしたものである。獨り、第四章に至つては、起源論へまでの手引きに外ならなかつた。これが私の論文の構造であつた。

高橋氏の御批評も亦略々之に對應して二つの部分に分たれてゐる。氏の論文の「一」から「四」までは、方法論に對する論難であつたし、第二番目の「四」(哲學研究 第一三〇頁)から「六」までは、大體に於いて起源論に對する批判であつた。従つて、今から述べ

んとする氏への答辯も、自らこの二者の夫々に向つてなさるべきである。

私の方法論を批判するには、少くとも三つの道がある。第一は、私が立てた方法論の論理を內在的に批判して、其の矛盾せる所、行詰まれる點を指摘する途である。今假りに論理的批判と呼んで置く。第二は、私の論理が據つて以て出發した史實に對して、(イ)かゝる史實又は史實の理解が到底信すべからざる所以を證明するか、或は(ロ)これと相反對せる有力なる史實又は史實の理解を舉指するかの方法である。これを假りに史實的批判と呼ぶこととしたい。第三は、私の據つた史實と私の立てた論理との間に於ける空隙を指示する仕方である。便宜上「歴史的論理的」批判と名づけることとする。氏が惠まれた御批評の中で、氏自ら「史料取扱方」と呼んでゐられる所のは、私の所謂史實的批判の(イ)に相當する——或は(イ)に最も近き

ものと思ふ。そこで私が、氏の説を辯駁せんとする際にとるべき途が二つある。その一は氏と共に史實又は史實の理解を再調査して見ることである。その二は、氏の「史料取扱方」論が私の方法論に對して占むべき地位について、論理的に考察して見る仕方である。換言すれば、氏が之れによつて私の方法論を覆へし得たりと主張される「史料取扱方」論が、果して左様な論理的權利を有つてゐるものかどうかを吟味して見ることである。で、私はこの論文に於いて主として後者の立場を取りたい。何となれば、もしも氏の「史料取扱方」論が、この論理的權利の無資格者であると判定されるならば、最早、折角の史實又は史實の理解についての議論も、他の意味に於いてしか價值を有しないことになるからである。

起源論が方法論の一適用又は一檢證に外ならぬことは已に述べた。即ち多源論の例證となりさ

うな史實を、出来るだけ漁つて見た。その結果はお恥かしい程貧弱であつたにしても、努力の方向はそちらに向つてゐた。そして之れに對する高橋氏の批評も亦二様であつた。檢證の結果、到底多源論は支持せられないであらうとの論理的批評はその一である。私の起源論が事實とだけ成績を挙げたかの成績論がその二である。檢證に關する方面の主力は論理的批判にあつたやうに思はれる。そこで、之れに對して私の取る立場は、二段である。先づ最初に氏の論理的批判が、歴史の世界に於いて適用され得るものであつたかどうかの見定めをしければならぬ。氏が若し「歴史の論理」を見逃がして、單なる形式一片の論理に立籠られたことが分つたら、最早、論理の争を捨て、氏の大前提に對して、史實の上から抗争しなければならぬ。

次に氏は、可なりの頁と力説とを以て、語源論

「寺子屋史研究の方法論」に關して高橋文學士の批評に答ふ

と起源論との關係を述べて居られる。之れは、語源論を以て起源論の鍵とすることは出来ぬとの立場から、氏の研究方法に加へた私の批判に對する氏の辯護でもあり、論難でもある。従つて當然、方法論の一部を構成するものである。こゝでは、氏はいつも「假定」を味方として反撃された。「若しも……であるとするれば」を積み重ねて、私の論難に對して攻撃的防禦の論陣を張られた。そこで私は、かゝる假定の史的確實性を、史實の中に於いて檢證しなければならぬ。

かくて、最後に、起源論に於ける史學的成績についての、氏からの忠告と教示とを、率直に受け容れたいと思ふ。

こゝで一言申し添えて置きたい。高橋氏の御高評が、たゞ單に、私の論文中に含まれた史實上の誤について御忠告下さる主意であつたとしたら、私の論陣の構へ方は全然誤つてゐる。禮をさへ、

氏に對して闕くことになる。然し、氏は、私の研究方法上の重大なる缺點を指摘するのが主意であると冒頭された。そして、其の指摘された「疑難」によつて、私の方法論が脆くも足場から崩れ果てたかのやうに論結された。それ故に、かうした論陣を張らざるを得なかつたのである。切に高橋氏の御諒恕を願ひたい。

二、史料取扱法論の論理的權利について

私は、氏が據つて以て私の寺子屋史研究の方法論を覆へしたと主張される「史料取扱方」論に、果して左様な論理的權利があるかどうかの吟味を試みよう。

今度の御批評で最も力辯を入れられたのは、思ふに、史料取扱方に關する部分であらう。堂々十九頁に亘る御論文の、十頁はこの事のために費されてゐる。そのみではない。結論とも見るべき所に於いて、史料取扱方に缺點あるが故に（その

外にも二條件擧げて居られるが、それは別に論及するつもりである）、石川の方法論の足場は、將來を待たずして現實に壞れてゐはしないかと評されてゐる。氏が、如何に、その史料取扱法論を大切な武器に擬せられたかを想察することが出来る。

氏が、史料取扱方の中に於いて論せられた内容について、私の承認すべき點と承認し得ざる所とは他の章に於いて述べるつもりである。こゝではその論理的權利を吟味するのが當面の問題である。

私は論點を明瞭にするために、氏の御批評の論點と、私の方法論の要旨とを列擧して見る。

高橋氏が史料取扱法論中に述べられた論點

- 一、山鹿素行の寺子屋公營論の原據について
 - 二、明衡往來の中の文言の解釋について、
 - 三、明月記の一記事の解釋の仕方について、
 - 四、松屋筆記の記事について、
- 註、この外、私の論文の書き方について、細

々と御注意下さつたが、それはこゝに記さない。

こゝで一應、高橋氏の御注意を願つて置きたいことは、氏が論點として取り上げられた處が、山鹿素行の點を除けば、殘る三つとも凡べて、「第四、寺子屋發生の事情についての史的考察」の中の、「二、寺院に於ける世俗教育」(即ち教育論卷)に於ける記事のみであることである。素行のは、原據を擧げる際の記憶の誤であるから、別段、史料取扱法論の本質に、深い關係を持つてゐる譯でもあるまい。それ故に、つまり、氏の論點は、意義論・語史論・起源論の如く、私の論文の中樞を形成してゐる部分からではなく、寧ろ傍證背景の部分に於いてのみ、選擇せられてゐると言ふことを一應含んで置いて貰ひたい。だから、私の罪が輕くなると言ふのではない。氏の論理を吟味する參考資料に用ひたいまでである。

私の方法論に於ける要旨、

一、寺子屋を庶民の教育機關と解すること、
二、従つて、庶民教育機關の起源を探るには寺院での世俗教育のみに注目すべき論理的制限は、樹立されてゐないこと。

三、寺子屋・寺入・寺子の語が、今の處、元祿八年以前の文献には見當らないにも拘はらず、寺子屋の實はそれ以前から存在してゐたこと、従つて語源論を以て起源論の基礎とは成し難いと言ふ事、

四、寺院以外に於ける庶民學習機關(例へば萬里集九の如き)をも寺子屋起源の史料として探究すべきこと、(多源論)

以上が私の論旨であつた。言はゞ私の方法論の魂であつた。

單に、言葉だけの響きを聞けば、「史料取扱方が誤つてゐるから方法論に破綻がある」と言つても

一應尤もに聞える。けれども、氏の擧げられた四つの論點に於いて、悉く私が誤つてゐたと假定して、それで私の方法論にどんな破綻が生ずるのであらうか。私には、どうしても理解が出来ない。

氏が言はれたやうに、私の起源研究法の論理は意義と語史との研究を土臺としてその上に立つてゐる。これは全く氏の評せられた通りである。そして、語史論・意義論は、貧弱ながらも私自ら集め得た材料を基礎としてゐる。この點も亦氏がお認めになつた處である。否、氏から「精彩のある點」として推賞をさへ賜はつた點である。已に意義論と語史論とを認察して下さつた氏には、それから出發してゐる起源研究法の論理を批判する道は、論理的批判以外にはなささうに思はれる。然るに氏は、第四章第二節のみから問拔された四つの論點を、その内容とせる「史料取扱方」論に依つて、私の起源研究についての方法論を打破した

かの如く斷案された。この論理を理解し得るものが氏以外にあるであらうか。

若し、私の方法論に對して史實的批判を試みようとならば、何故に論材を意義論・語史論の史料の中に索められなかつたであらうか。かくてこそ私の方法論の史實的基礎を、その根柢に於いて覆へし得るのである。私は、今度の氏の「史料取扱方」論に對しては、私の方法論を覆へし得る、如何なる論理的權利をも拒み去るものである。従つて四つの論點の是非の如きは、他の章で吟味すべしであらうと信ずる。

三、起源研究に於ける論理問題

私の寺子屋起源論が、研究方法論の一適用であつたことは前にも述べた。従つて、方法論の一檢證と見做して、檢證の結果に對し、檢證の手續に對して、論理的批判を加へられたことは、全く正しい。

私の方法論の歸趣はかうであつた。寺子屋式教育の起源を索めるには、眼を寺院での教育だけに限る必要はない。「庶民教育」であるといふ魂さへ堅く擱んで居れば、眼は寺院にも非寺院にも向けられて然るべきである、といふにあつた。そしてこの趣意を簡單に表はすために、多源論と呼んで置いた。

高橋氏は、多源論の内容が不明曖昧だから、私の方法論は成り立たないと断せられた。その曖昧なりとせられたのは、(一)寺子屋は寺院からも非寺院からも、起つたと主張するのであるか、(二)寺子屋が起つたのには種々なる事情があつたと主張するのであるか。その點が不明曖昧だと言ふにある。然し私の主張したのは勿論前者であつた。氏は私が、寺子屋發生の事情を叙した處と、方法論の論理を述べた處とを混同されたのであらう。

氏は進んで、非寺院と寺院との兩方に起源を見

ようとする意味での多源説を、論理的に駁撃せられた。

「江戸時代の寺子屋は各地、各時期ともに、ほぼ内容形式が一致して大なる變化がない。各種の起源から別々に發達したものが、どうしてかく類似し、一致するか。」

といふのが、氏の論理である。私はこの論法に於いて初めて氏の論理の冴えを認めた。今度の御批評中、私の論理に對して、正面から堂々と論陣を張られたのは、恐らくこの一點のみであらう。

然し、論争の焦點をこゝに置かうとして、熟讀し直して見ると、氏の叙述が簡潔に過ぎて明瞭でないやうに思はれる。氏の所謂「内容形式」とは何を指すのであらうか。私が見て以て内容と言ひ形式と呼ぶものと、氏のそれとが一致して呉れ、ばよいが懸念される。「大いなる變化がない」と言つてゐられるが「大いなる」とか「大いならぬ」

とか言ふことは、何を標準にして言つたらよいであらうか。私が認めて「大いなる」變化とすること、氏が「大いならぬ」ものと言ひ張られたらどうであらうか。水掛論以上には話を進め得ぬことになる。「各種の起源から別々に發達したものが」と記されたが、之れも二様に解釋し得る。「各種別々の起源から發達したものが」と取れば、起源だけが別で、發達の過程に於いては相互に影響し合つてもよいことになる。「各種の起源から、別々に發達したものが」と取れば、起源は勿論、發達の過程までも、互に孤立して相關係しなかつたやうにも解せられる。これ等は國語の弱點で、責は必ずしも高橋氏のみにある譯ではないが、議論はかゝる點から、こじれて、行き易いものである。

私は先づ、この場合に於ける氏の論難そのもの、論理に對して、「歴史の論理」から吟味して見た。氏は、江戸時代三百年を通じて存續し、藩、

領、三百有餘に分れてゐたそれ／＼の地方に、夫々、存在した寺子屋に、造作なく一様性を宣告された。そして、此の大前提から私の多源論を否定せられた。然し、かゝる大前提は私の容易に承認せざる所である。が、それは暫く預つて、氏と共にこの大前提を承認したら、そうしたら

「各種の起源から別々に發達したものが、どうしてかく類似し、一致するか。」

と論じ得るものであらうか。論じて誤りなきものであらうか。「歴史の論理」が、純粹形式の論理と離れて、一層個性化する契機はこゝに存しはしないか。

史家が「江戸時代」と言ふのは、抑々何であらうか。我が民族的生命の連續的發展に於ける若干の期間を、一定の文化的個性によつて把握したものが、史家の所謂「江戸時代」(或は室町時代、或は明治時代……等)であらう。だから、史家にとつては、「江戸時代」は一

つの個性である。絶えず成長しつゝある生命の、
 發展の或る段階に於ける個性である。更に立ち入
 つて考察すれば、「江戸時代」そのものゝ中にも、
 幾多の小個性があつて、之れに依つて元祿時代と
 か文化文政時代とかの小區分をなし得るのであら
 う。そして時代々々の個性が、「時代的要求」の姿
 と力とに於いて課する條件に對して、何等かゝは
 り關することなしに、寺子屋はよく三百年を存續
 し得たであらうか。時代は移り個性は綜合的進化
 の道を辿る。かゝる歴史の流れに於いて、寺子屋獨
 り超然たるを得るであらうか。時代の要求に關せ
 ずして、寺子屋のみが舊に依つて依然としてゐた
 ら、自然淘汰の大鐵槌が、彼の頭上に高鳴つたこ
 とであらう。だから、寺子屋の存續と性質とは、
 時代の進化と相應してゐなければならぬ。彼が存
 續の權利と性質の構造とは、その「祖先」に依つて
 よりも「時代的要求」に依つて、より強く運命づけ

られる。かくて、「歴史の論理」は「目的の異種發生」
 である。創造的進化である。それ故に、一源に發
 したものでも、「時代的要求」の如何によつては、
 多様な形式と内容とに進化する。多源から發して
 も、條件次第で一様性を帯びて來る。一源から發
 したから一様であり、多源から發したから、いつ
 も多様であらねばならぬ約束は、歴史の世界には
 結ばれてゐない。

江戸時代には、封建制度の文化的勢力と富の勢
 力の勃興に伴ふ民主的傾向とが、一昂一低、一進
 一退、相交錯して貫流してゐたと、私は考へてゐ
 る。前者は地方的傾向を示し、後者は國民化的
 氣運を代表してゐた。もし前者が、寺子屋の存續
 に對する唯一の決定勢力であつたならば、寺子屋
 の起源が多源か一源かに關せず、無限の多様性が
 醞釀されたであらう。又若し、後者が、寺子屋に
 對する支配權を獨占してゐたならば、實現の程度

に差こそあれ、一様性に向つて進行したことであらう。この場合にも、一源か多源かによつて容捨はない。この故を以てかう結論したい。形式論理から言へば、氏の論駁は一應尤もである。「歴史の論理」から見れば、甚だ奇妙な論結である。

次に私は、

「江戸時代の寺子屋は各地、各時期ともに、ほぼ内容形式が一致して大なる變化がない。」
 と言ふ大前提そのものを吟味したい。氏はこの大前提を、萬人が已に承認してゐる自明の眞理であるかの如くに裝つて、氏の論理の窮極の根據とせられた。だが、少くとも私は、この大前提に於ける假定の丁度正反對が事實であると信じてゐる。こゝで論争は、否應なしに、史實問題に捲き込まれる。

念のため、一言繰返へして置くことがある。この史實問題がどんな結着を見ても、それに依つて

多源論の論理的構成に何等影響を及ぼすものではない。その事は丁度今論證し盡した。こゝでの興味は、純粹に史實問題として、何れが正しきかの一點に繫つてゐる。

寺子屋が、時代により、地方によつて、色々に變化してゐる事實を、私は寺子屋の變異性と呼んでゐる。そして、寺子屋の變異性に關する研究は私にとつては大正五年以來の繼續的事業の一つである。近く、大體を纏めることが出来ようから、一論文として發表して、世の高教を仰ぐ時があらうと思つてゐる。こゝでは、當面の問題を解決するために、必要だと私が感じただけの限度で、項目的に述べるに過ぎない。

先きにも記したやうに、氏は寺子屋の「内容形式」と言はれたのみで、定義されなかつた。その「形式」が何を意味してゐるのか、其の「内容」が如何なる概念であるのか、具體的に説かれなかつた

だから答へる者は當惑する。まあ手探りで答へて見よう。

地方々々によつて寺子屋に變異があつた。

(一)、寺子屋の性質について、一郷の長老又は篤志家が、郷黨の風俗と文化とを向上せしめたい動機から、寺子屋を開いたのがあつた。自己が世渡りの方便に開いたのもあつた。渡り者を雇入れて農繁期には村中の用達に使ひ、農閑期には寺子屋を開かせたのがある。子を代へて教へたのが初まりで、寺子屋に移り行つたものがある。廢寺に往僧を招いたが、寺の収入が少いので償ひのために子供を手習に送ることを申合せて、寺子屋を仕立て上げたものがある。之れ等は、地方を規準とした變異の證據にはならぬが、寺子屋そのものゝ變異性を示す例にはならうと思ふ。

(二)、寺子屋經營者の身柄(身分)が、地方々々によつて、可なり偏してゐた。江戸、大阪のやうな大都

會には、寺子屋專業者が大部分を占めてゐたが、村落には、片手間に寺子を取つてゐた者が多い。

又、岡山では神宮で師匠を兼ねたものが比較的多く、松代藩下には平民と武士との師匠が多い。武士經營の寺子屋では、可なり盛に謠が教へられたし、庶民經營のものには算術が目立つて多く採用された。僧侶の寺子屋にはこの傾向がない。

(三)、江戸とか金澤とか言ふやうな都會では、武家町の寺子屋では、習字に唐様の手本が用ひられ、町人町の方では和様が主であつた。

(四)、教科書は特に地方的事情に従つて變異してゐた。江戸往來と大阪往來と京都往來との間に、相互に地方的特色を持つてゐたことは、「封建制下に於ける民主的傾向」の中に述べた。農村地方には「百姓往來」「農業往來」「田舎往來」などが用ひられ、都會商賈の地方には「商賣往來」「本屋往來」「禰宜町往來」などが教へられた。漁村のために「船

方往來」があり、鑛山地方のために「厚朴山覺書狀」の如きがあつた。登山地には「御山先立往來」があり、交易地には「萬船往來」があつた。

(五)、學習の年限や、毎日通學する時刻や、寺子屋の規模や、寺子屋繼續年限や、などが、奥羽と關西とに於いて、又都會と田舎とに於いて、少からぬ變異があつた。

寺子屋が、年代の經過と共に變異して行つた事實も、例示することが出来る。

(一)、嘉永安政の交を境として、經營者の身柄に交替を來した。武士が軾戎を事として立つた跡には、多く庶民が經營した。

(二)、寺子屋で教へた教科目が、年と共に漸増の傾向にあつた。

(三)、地理物(往來物中の)編纂の理念が、漸次封建的特色を脱して、年と共に民主的氣運に移り行つた傾向は、「封建制下に於ける民主的傾向の胎

生」で論究した。編纂の理念が移り變つたことは、「商賣往來」そのもの、中にも、「農業往來」だけの中にも顯はれてゐる。編纂の體裁が進化したことは「庭訓往來」を取つても「小野篁歌字盡」をとつても、説明することが出来る。

(四)、往來物の作者が、武士から書家へ、書家から戯作者へと移り變つた事實の中にも、往來物編纂の態度の相異が窺はれる。殊に江戸中期以後、寺子屋師匠自ら、往來物を編述する傾向が著しくなつた。又、往來物出版の中心地、小中心地が變異して行つてゐる。このために、編纂の理念や體裁やが、多少變異して行く。

私は以上の諸點から見て、江戸時代の寺子屋に變異性を認めようとする者である。之れ等諸點が高橋氏の所謂「内容形式」に當嵌るかどうか、氣づかはれるが、寺子屋の一樣性を認め得ぬ根本理由として、以上の事實を擧げたのである。然し、典

據を示して詳細に記すことは、別に獨立の論文を書く際に譲りたい。

四、語源論と起源論との關係について

今度の論争の焦點となつた方法論の重要問題は前節まで、略々片がついたと私は信じてゐる。殘されたものゝ中で、稍々重要なのは、語源論と起源論との關係についての問題である。當然、方法論の本質にからみ、着いてゐるものであるから先づこの問題から解決したい。

私が、先きに小論文を發表して「寺子屋の意義 語史及び起源」について論じた際には、その方法論の本筋に於いて、屢々氏の研究方法を批判した。だから、氏にして若し御批判を賜はるならば、必ずや、この點に正面から觸れて來らるゝものと期待してゐた。然るに案外にも、氏は殆どそれ等の點には觸れられなかつた。強ひて求むれば、今將に問題にせんとしてゐる、「語源論と起源論との關

係」のみが聊か、私の論難に當面してゐる。それも積極的に氏の論理なり史實なりを示されるのではなくて、私の論難に攻撃を加へることに依つて、賢くも自ら衛らむとせられた。謂はゞ攻撃的防禦である。夫れも論法の一つであるから、その攻撃が正を持って居るならば、敢えて氏を責めようとは思はぬ。

この論點に於いても、他の點に於いての如く、私の論旨を誤解して居られる點があるから、一應私の論旨を要約して置きたい。從來多くの學者は寺子屋を以て庶民の教育機關なりとしてゐる。

(高橋氏も亦、その名著「日本教育史」に於いては、この定義を認容して居られると推定すべき充分の理由がある。私は思ふ。)

庶民教育上の慣用語が、寺子、寺入、寺子屋……等の如く、寺の字を含むが故に、直ちに寺子屋の起源を中世の寺院教育に索むるが常であつた。この慣例になつてゐる研究方法に對して、私は二つの疑を投げかけた。

(イ)、寺子、寺入、寺子屋……等の語の文献に見えたのは元祿八年以後である。然るに、寺子屋の實は、その名稱より遙かに前からあつた。だから、名稱にかゝはつて、寺院教育のみに「實」の起源を求めようとすることは、理由なきものである事。即ち語源論は起源論の基礎たり得ないこと、

(ロ)、寺子屋の定義を下す際には、「庶民の教育機關」を以てしてゐる。然るに起源を索める際には、貴族を教へたのでも、武士を教へたのでも、苟も寺院での教育でさへあれば、凡べて寺子屋に數へてしまふ(高橋氏の如きは、その代表的學者の一人である。)こゝに、論理の矛盾を感じる。といふのが論旨であつた。

然るに氏は、どう言ふ用意を以て私の論文を見て下さつたのであらう。物見事に誤解して下さつた。江戸時代の寺子屋と中世の寺院教育との間に潛む史的連鎖を、私が全然否定したかの如くに見立て、排撃に餘力を残されなかつた。けれども、

兩者の間に重要な關係あるを認めることは、あの論文の中で再三再四、明記してゐる。さればこそ多源論ではないか。氏は(哲學研究、第百二十九號、一三二頁上欄)

「それだけの點から、寺院の世俗教育と寺子屋との史的連鎖が薄弱なやうには言へないと思ふ」と言つてゐられるが、何故こんなことを言はれるのか、私は不思議に思ふ。「薄弱」だなどと言つた覺えは毛頭ない。また、その文章の續きに於いて、「氏(石川)はしきりに事實起源が言語起源に先立つ故に、寺子屋といふ名稱から直ちに寺院の世俗教育からのみ寺子屋といふ機關の起つたと論ずることは出来ないと言はれるのは當らない武士道の名が無くても實はあつた。この事と寺子屋の起源とは切離して考へるべきものである氏は研究上推論することの出来ない範圍に推定しようとして居られる。寺子屋名稱起源の遲速は事實起源の研究には無關係である」。

ど、論じ来り、論じ結んで居られる。これは恐らく、天下の難文である。讀み返へしても、讀み返へしても、意味が取れなかつた。初めの程は、私はかう思つた。私が主張したらよさうなことを氏が主張して居られる。夫れで居ながら、私への非難のやうな語調である。どうした事であらうかと思つた。そして、前々からの論旨を斟酌して、今はかう解してゐる。

「寺子屋の實は、寺子屋の名よりも早くから存在してゐたといふことを理由として、江戸時代の寺子屋と中世の寺院教育との、史的連鎖を認めまいとするのが、石川の論理だ。そんな無鐵砲な論理があるものか」。

若しも、かう言ふのが、氏の趣意であるとするならば、再び私の論旨を誤解された迄のことである。語源論を起源論から引き離さんとする私の論旨に對し、そしてそのために氏へ加へた私の批判に

「寺子屋史研究の方法論」に關して高橋文學士の批評に答ふ

對して、氏からの非難兼辯護は、次の三點である

(イ)、非寺院から發達した庶民教育についても、寺子屋、寺子、寺入と稱したのはどうした譯か。

(ロ)、「寺子屋」なる名稱が、庶民の初歩の教育の總名となつたのは、寺子屋なる呼稱が、最も有力であつたが爲めではないか。寺子屋なる呼稱が有力だつたのは、主として寺院での世俗教育から、寺子屋が發達したからではないか。

(ハ)、中世の寺院教育と江戸時代の寺子屋教育と内容形式がどれ程違つてゐるか、それとも等しいか。もし等しかつたら、兩者を一と見て、寺院の世俗教育の發生した時に寺子屋は發生したと考へてもよからう。

以上の三點に對して、一々私の考へを述べたい。(イ)、寺院以外の庶民教育の機關に、何時頃からどんな動機で、寺子屋、寺子、寺入の呼稱を用ひるやうになつたのか、今の私には、具體的な史料

を以て答へる力がない。多少臆説を持つてはゐるが、發表するまでに達してゐないことは、先きの論文中に述べた通りである。而し「之れ等の點が明かにならなければ、起源論は解決されない」であらうか。もう一步具體的に言へば、之れ等の點が明かでなければ、寺子屋の起源を寺院での世俗教育だと斷定されても、抗爭することが出来ないであらうか。

文政三年庚辰二月九日、津藩が出した「總教達」に、

「武術師家ノ儀、是マデ和尙ノ稱號ヲ用來リ候事
名義正シカラズ。以後相改、先生ヲ以テ稱シ可
申儀ニ候。尤、文武師役ノ外ハ一切可爲無用候」
とある。どうして武術師範を和尙と呼び慣はして
來たのか、その點が明かにならなければ、津藩の
武術は寺院より起つたとしなければならぬであら
うか。

(ロ)、寺子屋なる呼稱が、「庶民の初歩の教育の總名」となつたのは、他の呼稱……手習屋、筆道指南などより有力であつた爲めではないか。と論じて居られるが、果してそんな簡單な論理で片が付くであらうか。歴史の世界は、形式論理の世界より複雑ではあるまいか。氏は、「庶民の初歩の教育の總名」など、事もなげに言つて居られるが、總名などが江戸時代にあつたであらうか。中井竹山は「寺屋、寺子、寺入と覺え、世間一統なるは餘り文盲至極の事」と記してゐるが、その前置きになり「上國にては」と言つてゐるから、總名とは思はなかつたことであらう。江村北海の「授業篇」には、

「農賈ノ子ドモハ、世に云フ寺子屋へ遣スコト勿論ナリ、士族ノ子ハ然ルベカラズ。其故ハ、京都ニ寺子屋モットモ多シ……三都ノ如ク寺子屋多カラズシテ……」

とあつて、總名のやうに用ひてゐる。然し、それ

より、稍々年代の古い寶曆頃の江戸では、寺子屋以外の呼稱が多く文献に表はれてゐる。勝間龍水の書いた「續江戸往來」には「劔術、居合、柔之指南筆道、手跡、算術之師匠……」と記してゐる。著者、龍水自身、寺子屋の師匠をしてゐた。そしてその龍水の逸話を、之れも同じ寺子屋師匠の馬場文耕が誌して、

「新和泉町に家主役して、手習指南して、筆名は勝馬龍水とて、御府内に名高き者あり」。(當世武野俗談、燕石十種卷二、大正十六年一月十日附の版、三四六頁。)

と言つてゐる。文章の勢にも依つたことであらうが、何れも「寺子屋」の字を用ひてゐない。文献の上だけから言ふならば、「寺子屋」より「手跡指南」「手習指南」の方が遙かに多い。徳川幕府の公文書には、「手跡指南」と言つて、寺子屋とは記してないやうである。「文部省第一年報」にも、「文部省布達全書」にも、「日本教育史略」にも、家塾又は私塾

の字を用ひて、寺子屋を表はしてゐる。寺子屋なる呼稱が、「庶民の初歩の教育の總名」となつたのは、明治十六年の「日本教育史資料」の調査及び報告以後のことではあるまいか。果して然りとすれば、寺子屋といふ總名が出来たといふことは、寺子屋といふ呼稱が、江戸時代に於いて有力だつたと言ふ證據としては薄弱である。

次に、寺子屋と言ふ呼稱が有力だとすれば、寺院での世俗教育が、寺子屋の起源だと見てもよからうではないか。と主張される點にも異議がある文政頃の京阪板と思はれる「新增寺子往來」の序文にも

「寺子は、昔寺門へ幼童を遣りて、手跡學文をさせたるより出たる名なりと言へど、信用なり難し。手習子のつゞめ言葉なるべし」。

と言つてゐる。これは、どんな根據があつて言つたのか不明であるし、説明にも服し難い處があつ

て、直ちに信ずる譯には參らぬ。唯々江戸時代にも、蘭山説に服しないものゝあつただけが之れで分る。

寶曆十一年再板の「文林節用筆海往來」には「寺入とは俗語なり」とある。然るに、天保四年増補の「江戸大節用海内藏」には「寺子は古風の稱」とある。享保十五年板の「一代書用筆林寶鑑」には「寺入の文章」と題して本文には「入學」の文字を使用してある。共に一寸注目に値する。

私は、寺子屋なる呼稱が、一般人に親しみ多い言葉となつた事情の一つを、「菅原傳授手習鑑」の流行に歸したいと思つてゐる。あの芝居は、江戸時代を通じて、人氣があつて、諸地方で興行されたものである。寺子屋、寺子、寺入の語の播布には、相當役立つたことであらう。然らば作者出雲が、寺子屋、寺入、寺子の語を用ひたのは、それ等の語がその當時に於いて壓倒的勢力を持つてゐ

たからであらうか。之れも一概にさうと斷定されない。出雲が關西にゐて關西の舞臺を目當てに書下したことも一事情であらう。例の「寺子屋の段」が松王の子供の死を中心とした悲劇であるから、手習屋、手習子と言ふよりも寺子、寺子屋と言ふ方が、うづりの良い事情もあつたであらう。標題が「手習鑑」で、本文に寺子、寺入の字が編み込まれてゐることに、注目すべきであらう。同じ題材を取扱つてゐる「菅原天神記」にも、寺子の状態を寫してゐる所のある西鶴の「胸算用」にも、寺子屋、寺子の語が見えない。して見ると、それ等の時代に、寺子屋、寺子などの語が壓倒的勢力を持つてゐたとは思へない。

この故を以てかう結論したい。寺子屋が、「庶民の初歩の教育の總名」となつたからとて、「特殊な事情のない限り」他の名稱より有力だつたとは、私には思へない。又、この名稱が有力であつたと

云ふ事實(恐らくは想像の)から、他に「強い反證がない限り」、寺院での世俗教育が寺子屋の起源だつたと推論することが、「立派に假説として成立しうる筈である」とも考へられない。

(ハ)、江戸時代の寺子屋教育と中世に於ける寺院での世俗教育と内容形式がどれ程違つてゐるか。もし等しかつたら、兩者を一と見てもよからう。と言ふのが、私の非難に對する氏の攻撃的辯護である。心細い極みではないか。寺子屋を以て「庶民の初歩の教育の總名」なりとする思想は、今度の御批評文に於いての如く、「日本教育史」にも表はれてゐた。夫れにも拘はらず、起源論では、梅若丸のやうな貴族を教へた例も、「兒教訓」のやうな武家を戒めた事實も、刷毛一筆に、寺子屋として數へ擧げられた。又、玉木吉保のやうに、四書、五經、六韜三略、萬葉集、源氏物語、連歌、能樂までも習つた Secondary education (否、當時の俗

人としては、恐らく Higher education であらう)の例さへも寺子屋の適例として算へ立てられた。定義と起源論との間に於ける寺子屋概念の、この矛盾を指摘したのが、私の批判の要旨であつたとして私は、定義に於ける寺子屋概念を採用したるが故に、その故を以て、氏の起源論に於ける「寺子屋」の例を、寺子屋に非らずとして斥けた。そして寺子屋發生の重要な事情として、それ等を取扱つた。氏はその、定義に於ける概念に相當する寺子屋と、起源中に取扱はれた寺子屋との間に氏の所謂「内容形式」の相異を認められないのである。氏の「内容形式」の概念中には、教科課程や、教育當體の階級的特質は、之れを含まないのであるか。若し之れを含まずとされるならば、如何なる權利根拠を以て、その「日本教育史」中に、「公家及び武家の教育」だの、「庶民の教養」だの、といふ「節」を設けられたのであるか。嗚呼氏の「内容形

式とは、抑々何であらうか。

五、起源論の史學的成績について

以上縷々として述べ來つた如く、方法論の論理が關する限りに於いては、氏から多くを教はることが出來なかつた。而し、個々の史實又は記述については、氏によつて蒙を啓いた點が少くない。

今から振り返つて見ると、あの小論文には幾多の缺陷があつた。分けても、史料の選擇、吟味、解釋の方面に於いて特に甚だしいものがあつたやうである。高橋氏は此の方面から、一々具體的に指摘し、時としては氏自身の解釋をさへ添えて、丁寧^ニに忠告して下さつた。

一、山鹿素行の寺子屋公營論を、「山鹿語類」の「民制下」の「詳町人制」にあるやうに書いたのは誤りであつた。うろ覚えの記憶にたよつて、原本と引合せなかつたことより來た罪であつた。

二、「明衡往來」中の文言の解釋については、高橋氏がが正しいか、どうかこの方面に素養の淺い私には判断し兼ねる。私の解釋は唯々、寛永十九年板の「明衡往來」の割註にのみ、たよつたもので、何等深い根據はない。高橋氏によつて啓發せられて有難かつた。

三、右京太夫と左京太夫とを取違へたことは、私自身も訂正を出して置いた。但し右京太夫集の原文を示して頂いたことは有難かつた。「松屋筆記」を引用した處は、氏の如き疑ひが起るのは至極尤もである。而し、あゝ言ふことになつた事情はかうであつた。初め「松屋筆記」を引用して書いてしまつた。處がどうも不安でならぬので、原據を探して見ると、案外にもさうした記事が見つからなかつた。けれども其の時には雜誌社の方から二度目の校正が廻つて來てゐた。私の論文一つのため

に、發行日を遅らす譯にも參らぬので、不取敢、餘白を利用して「因に言ふ……」以下の簡単な言葉で取消したのである。事情はそれだけである。文言も、もつと何とか書きやうがあつたであらう。次號の終りにでももつと完全な取消文をつければ尙よかつたであらうさうしなかつた手落ちから、こんだ疑問を懷かせたことを、高橋氏にも讀者諸彦にもお詫して置く。

四、「明月記」の中にある「不書假名之字」の解釋について、平泉氏に質した點に關する高橋氏の論難は、全然的まさの外れである。「明月記」そのものゝを、「人名辭書」で攻撃した覺えは毛頭ない。弓矢や機關銃を擔ぎ出して大騒動をする前に、もう一回、私の論文を讀み直して、貰ひたかつた。但し「明月記」の記事の解釋について論争するには、「明月記」自身の用語法

やその當時の用語例を研究してかゝるべきだといふ趣意に訂正して、御忠告を難有く承つて置く。

五、「寺では、算術の學習は行はれたらしくない」と書いたのに對して、「寺」で算術の學習の行はれた例を示して下さつたのは有り難かつた。而し、私が毛利重能の算術塾を書いたのは、斷じて、これを以て「寺での算術學習」の有無を吟味する資料として用ひたのではない。従つて「論理上因果上」から非難されては甚だ心苦しい。あそこでは、「多源論に對する一二の傍證」を求めてその一つを毛利の算術塾に得たのである。而し、何としても、あそこ私の文章は拙劣極つてゐた。あの「小節」だけを取れば、氏の如く解せられるのが、文章上至當である。他日訂正するであらう。

六、「日本教育史資料」の史料としての價值につ

いて、平泉博士は次のやうな御忠告を下さつた。「資料」が、史料として第一義的役目を演じ得るのは、大體から言つて、幕府中期以降の事實を記述してゐる部分である。夫れ以前のことを記載してゐる部分は、參考資料以上には出でないであらう。勿論中期以前のことを記載してゐる部分でも、直ちに誤つてゐることも言へないし、信じてならぬとも言へない要は立論の基礎とするには力が弱きに失してゐる。「資料」だけから立論すると、證據不十分と言ふことになる。必ず他の根本資料によつて、信じてよいかどうかを吟味して進まねばならぬ。けれども研究の方向を定めるために、暫く日本教育史資料に手がかりを索めることは、賢くも正しき方法の一つであらう。

以上は、平泉氏から教へられた要領であつたと記憶してゐる。高橋氏も亦、この意味で教へられたものと解して、有り難く感謝して置く。そして、私の寺子屋起源に關する史的

研究は、この意味に於いて再出發する必要があることを痛感してゐる。

以上を以て、高橋氏の御批評の全般に互つて、一通り答へ得たつもりである。尙この答辯で御満足にならぬ點もあらうが、夫れ等の點は、次ぎ次に發表して行く論文によつて御諒解を願ひたいとして、私の論文が關する限りに於いては、何時でも、御高評、御示教を歡びと感謝とを以て迎へる。但、今回のやうな論調論姿だけは、教育學界のために永久に葬り去ることに致したい。

(昭和元年十二月廿八日稿)

附記、高橋氏の御高評に對する答辯は、決してこの度の論文だけで盡きてゐるのではない。史實を精査してお答へすべきものが少くない。又氏の御高評によつて、先きの論文を補正すべき必要を痛感してゐる箇所もある。それで不敢取「教育論叢」二月號に、「中世末期の寺院に於ける世俗教育の內容」と題する論文を發表して置いた。次いで「中世末期に於ける種々なる教育機關の教育的性質についての研究」を發表したいと思つてゐる。私はこの問題に關する最初の論文を「教育論叢誌」に發表したからの故を以て、大體今後と同誌上で、この問題に關する私見を發表したいと思つてゐる。従つてこの問題に關する限り、御批評の答辯をも「教育論叢」を藉りて發表したい。(謙)